

住民監査請求監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 備前市

氏名 (略)

2 請求年月日

令和6年8月7日

3 請求の内容

請求書及び監査対象部局の証拠書類において、「オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー」の表記にばらつきがあったが、同一のものと判断し、全て「オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー」として統一し表記することとした。

(1) 措置請求書について

請求人提出の備前市職員措置請求書(以下「本件請求」という。)による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。

なお、請求者氏名等は省略し、令和6年8月9日及び同月22日付けで提出された補正書により一部訂正し、指名委員会委員長名に誤りがあったため、監査委員において訂正したほかは、原文のまま掲載している。

I 請求の要旨

- 1、備前市は、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務に関して地方自治法施行令第167条の2第1項第1号並びに予算・決算及び会計令第74条に違反し、A社と談合し、契約金4,926,810円を支払っており不当であることから、執行権者・吉村武司備前市長に、前記金額の返還を求める。
- 2、予備的に(見積内訳書が正しいとして)前記金額の返還が困難であったとしても、燃料費363,660円の過払いが生じており、備前市は損害している為、執行権者・備前市長吉村武司に営業管理費54,000を含めた417,660円の支払いを求める。
- 3、前記1・2、共にA社に支払った日から起算して、本件が決審する日まで、年利2.5%の利息の支払いを求める。

II 請求者

住所 備前市

氏名 (略)

職業 (略)

連絡先 (略)

Ⅲ 地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

事実証明書及び請求の説明

令和 6 年 7 月 9 日 令和 5 年度オリックス・バッファローズ観戦・応援ツアーの業者選定に関わる経緯について、備前市情報公開条例に基づき、開示請求を行い、7 月 22 日 16 枚の資料を入手するが、枚数が以外に少ない為、「他に書類はないか？」と問うと、「あれで全部です。」との答えであった。この交付された公文書のコピー 16 枚の時系列にして説明する。

部分開示決定通知書

資料 1

オリックス・バッファローズ観戦・応援ツアー委託業務（以後「本件」という。）に関する事実証明書類からの時系列

令和 5 年 5 月 22 日	随意契約理由書	資料 2
同	執行伺（起案書）	資料 3
令和 5 年 5 月 26 日	随意契約に係る業者指定について	資料 4
5 月 30 日	随意契約に係る見積について（依頼）	資料 5
	同上の仕様書（3 枚）	資料 6
6 月 7 日	見積書（作成日 2003/6/7）	資料 7
	見積合わせ経過及び入札結果表	資料 8
令和 5 年 6 月 9 日	契約書（契約条・項 6 枚）	資料 9

以上であるが、違法である事は明らかであり、詳細について説明するが、資料 2 の契約の理由・根拠の説明は、A 社との談合の為の理由であり、本件は、予算・決算及び会計令第 74 条の一般競争入札により、業者選定する案件である。

自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 1 号 その他のもの 50 万円以下（業務委託、役務の提供）であり、本件理由書にあるように、「いたずらに拡大解釈をし、乱用することのないようにしなければならない。」明記されている。つまり拡大解釈した理由づけである。

本件について、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号を根拠としているが、まさに拡大解釈であり違法である。

資料3について、契約の執行伺であるが、金額4,928,810円は、どの様に決定したのか？ 随意契約理由書に、県内5業者とあるが、仕様書も見積依頼書もない。起案者が、A社からの金額だけで決定したのか、指名委員会委員長・藤田政宣の決定事項だったのか、明らかにする事を求める。

囲い込の資料4～8について、意味不明で記述が困難である為、陳述の場で述べとする。

資料9の契約書に印紙が無いが、本件は必要ないのか。

結論

本件は、A社ありき・数字ありきの契約で、刑法第96条の6・虚偽公文書作成等罪の疑いがあり、過払金40万円強は、A社が取り込んだのか、副市長で指名委員会・委員長藤田政宣にキックバックされたのか不明であり、捜査当局に委ねるが、本件は、国・県の補助もなく、単市事業であり、税金の無駄使いは許されず本件請求とする。

尚、本件は、更なる検証が必要な為、7月30日、A社に支払った証明書・業務完了届・成果品の写しの開示請求を行っており、補正書提出の可能性を申し述べておく。

(2) 事実証明書

請求人が措置請求書に添えて提出した事実証明書は次のとおりである。

資料1 部分開示決定通知書

資料2 随意契約理由書

資料3 執行伺（起案書）

資料4 随意契約に係る業者指名について

資料5 随意契約に係る見積りについて（依頼）

資料6 仕様書

資料7 支出経費内訳お見積書

資料8 見積合せ経過及び入札結果表

資料9 契約書

（資料番号等については、請求人が記載したものを参考として監査委員が記載したものである。）

4 補正書の提出

請求人は、令和6年8月9日付けで1通（以下「令和6年8月9日付け補正書」という。）、令和6年8月22日付けで2通の補正書（以下「令和6年8月22日付け補正書」という。）を提出している。なお、令和6年8月22日付け補正書は、6 請求の要

件審査において、請求人に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 2 項ただし書きに定める「正当な理由」がある場合、補正書に記載し提出することを求めたところ、提出された補正書である。

令和 6 年 8 月 9 日付け補正書について、その内容は前述（1）措置請求書の字句の削除であることから、（1）措置請求書において、該当する字句を削除したものとしている。

また、令和 6 年 8 月 22 日付け補正書について、その要旨を監査委員が要約すると次のとおりである。

- （1）請求人は、契約の執行から業務完了及び支払までが契約であると認識しており、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務契約（以下「当該契約」という。）の契約締結日は令和 5 年 6 月 9 日であるが、委託期間は同年 10 月 31 日までであり、法第 242 条第 2 項に規定する期間内である。
- （2）オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務契約書（以下「契約書」という。）第 10 条第 1 項には「受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了届及び成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。」と規定されているが、発注者は、受注者に成果品を提出させていない。
- （3）仕様書に記載されている令和 5 年 8 月 26 日、同月 27 日及び 9 月 16 日に委託業務が実施されたのか、何名の参加者があったのか、随意契約の理由であるトイレ付きバスが運行されたか、見積書に記載されていた添乗員数がいたのかなど、委託業務が仕様書どおりに実施されたか、受注者から成果品が提出されておらず不明である。
- （4）契約書第 10 条第 1 項に規定されている成果品が受注者から提出されておらず、業務が完了したかどうかを検証せず、契約金 4,926,810 円を支出したことは不当であり、備前市長にその返還を求める。

5 請求の要旨

本件請求、令和 6 年 8 月 9 日付け補正書及び令和 6 年 8 月 22 日付け補正書（以下「本件請求等」という。）において、請求人は、当該契約について、次のとおり主張している。

- （1）備前市は、当該契約において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 74 条で一般競争入札により業者を選定するときは 10 日前までに告示しなければならないとされているにもかかわらず、これを行っておらず、違法である。
- （2）備前市は、当該契約において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用すべきところ、拡大解釈を行い、同項第 2 号を適用しており、違法である。
- （3）備前市が当該契約を締結する際に受注者から提出された見積書を確認すると、燃料費等の過払いが生じており、備前市に損害が発生している。
- （4）備前市は、令和 5 年 5 月 22 日の随意契約理由書で当該契約の受注者を決定してお

り、その後の執行伺（起案書）の金額はどのように決定されたのか、監査委員が明らかにすることを求める。

- (5) 備前市は、受注者から契約書第10条第1項に記載された成果品の提出を受けておらず、仕様書の日程どおり委託業務が実施されたのか、何名の参加者があったのか、随意契約の理由であるトイレ付きバスが運行されたか、見積書に記載されていた添乗員数がいたのかなど、仕様書どおりに履行されたか確認しないまま契約金4,926,810円を支出したことは不当であり、市長に支出額の返還を求める。

以上のことから、請求人は、当該契約に係る契約金額の決定やその過程、入札、契約の種類、成果品の提出及び履行確認の状況に関して違法又は不当であると主張しているものと解する。

6 請求の要件審査

本件請求等の要件審査を行ったところ、当該契約が締結されたのは令和5年6月9日であり、契約の締結に係る事項については本件請求があった日において1年を経過しているものと認められたことから、請求人に対し、法第242条第2項ただし書きに定める「正当な理由」がある場合、補正書に記載し提出することを求めたところ、4のとおり、令和6年8月22日付け補正書が提出されたが、1年を越えて請求を行った「正当な理由」についての記載はなかった。

よって、請求人が主張する5の(1)から(5)までの事項のうち、(1)から(4)までの当該契約に係る契約金額の決定やその過程、入札、契約の種類等、契約の締結に係る事項に関しては、法第242条第2項に規定する当該財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過していると認められることから、これを却下し、(5)の当該契約の履行に係る事項については、同条第1項の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

文化スポーツ部文化スポーツ振興課

2 請求人の証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出の機会を与えたところ、令和6年9月3日に本件請求を補完する新たな証拠の提出があった。

なお、それ以前の同年8月14日に、請求人から任意で証拠の提出があった。

提出された証拠は次のとおりである。

令和6年8月14日提出分

- (1) 部分開示決定通知書
- (2) 支出命令書

- (3) 完了確認書
- (4) 委託業務完了届
- (5) 請求書

令和6年9月3日提出分

- (1) 山陽新聞記事切抜き（令和6年8月8日付）
- (2) 開示決定通知書
- (3) 令和6年度オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー業務委託（その1）の執行伺、仕様書、予定価格、（第1回）入札（見積）書、入札辞退届、入札経過及び入札結果表（電子くじ対応）、契約書
- (4) 令和6年度オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー業務委託（その2）及び（その3）の執行伺

3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和6年9月6日に陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し、請求趣旨について陳述を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、監査対象部局の職員が立ち会った。

4 関係職員の陳述

令和6年9月6日に監査対象部局の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

5 監査対象事項

本件請求等の内容、陳述及び提出された資料等を総合的に判断して、次の事項を監査の対象とする。

- (1) 備前市は、受注者からオリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務完了に伴う成果品の提出を受けておらず、また、当該契約が仕様書どおりに履行されたか確認を行わないまま契約金4,926,810円を支出したことが違法又は不当であったか。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の要旨及び監査対象事項に即しての主張事実について、監査の結果、次の事項を確認した。

- (1) オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー事業について
 - (ア) オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー事業の概要について
備前市民を対象に、幼児から高齢者まで、男女を問わず幅広い年代から参加を募り、備前市出身のプロ野球選手が所属するオリックス・バファローズの観

戦・応援ツアーを実施するものとして、(2)のとおり当該契約を締結し、令和5年8月26日、同月27日、9月16日に委託業務を実施している。

(2) オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託事業について

(ア) 委託業務契約について

備前市は、(1)、(ア)の目的のため、当該契約を次のとおり締結している。

委託名 オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務

委託場所 備前市東片上地内外

委託期間 契約日から令和5年10月31日まで

契約金額 4,926,810円

契約日 令和5年6月9日

受注者 A社

契約の方法 随意契約（施行令第167条の2第1項第2号）

随意契約の理由・根拠の説明（〔 〕部分は監査委員が補記）

本業務は、備前市民を対象に幼児から高齢者まで、男女を問わず幅広い年代から参加を募るものである。

乗客の安全性、利便性を確保する上でも、次のことからA社と随意契約したいと考えている。

- ① 備前市と地方創生に関する包括連携協定を締結しており、観光振興に関して連携し協力することとなっていること。
- ② 〔備前市の役務-〕旅客運送・運行で〔入札参加資格者名簿に〕登録がある県内5業者の中で唯一、トイレ付きバスを保有しており、配慮が必要な参加者に即した配車ができること。
- ③ 高速バスの運行も手掛けていること。
- ④ 本ツアーの目的地である大阪に営業所を有しており、事故や故障等のアクシデントが発生した場合でも、迅速で適切な対応ができる体制を整えていること。

(イ) 委託業務の契約内容について

監査対象部局に対して、受注者に委託した業務内容が分かる資料等の提出を求めたところ、仕様書が提示された。また、監査対象部局から、当該契約に係る契約書については、一般的な委託業務契約書の例を利用しており、当該契約の契約書に仕様書は添付されていないものの、その委託業務は、仕様書に定める内容を前提としているとの回答があった。

また、委託業務の実施に伴い、備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号。以下「契約規則」という。）第27条に基づき、随意契約の相手方に見積書の提出を依頼した際に添付された仕様書の内容は、次のとおりである。

- 1 委託名 オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務
- 2 目的 備前市民を対象に、幼児から高齢者まで、男女を問わず幅広い年代から参加を募り、備前市出身のプロ野球選手が所属するオリックス・バファローズの観戦・応援ツアーを実施する
- 3 委託期間 契約締結日から令和5年10月31日（月）まで
- 4 運行日 ①令和5年8月26日（土）VS千葉ロッテマリーンズ
②令和5年8月27日（日）VS千葉ロッテマリーンズ
③令和5年9月16日（土）VS楽天イーグルス
- 5 参加予定人数 ①200名 ②200名 ③200名 合計600名
- 6 行程（予定） （略）
- 7 委託料 委託料には次の項目を含むものとする。

項目	内訳	数量	実施回数	備考
課税	大型貸切バス	5台	3回	45名乗り又は49人乗り
	運転手の人件費	5人	3回	
	燃料費	5台	3回	
	高速道路	5台	3回	
	駐車場	5台	3回	
	添乗員費用	5名	3回	
	最終行程表作成	1式	3回	
	最終行程表発送費用・準備費用	100組	3回	2名1組×100=200名と仮定（参加者全員）
	営業管理費	1式	3回	
非課税	レクリエーション保険	200名	3回	

8 バスの運行管理

- (1) 備前市役所から京セラドームまでの貸切バスの運行業務を行うこと。
- (2) 各日程について行程表を作成し、参加者へ発送すること。
- (3) 運行中のバスに異常が生じた場合は、短時間で代替のバスを手配すること。
- (4) 緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくとともに、交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な処置を行うこと。
- (5) バス運行中に乗車中の市民に体調不良等が発生したときは、同乗の市職員等の指示に従い対応すること。
- (6) バス運行中における休憩時間の確保については、受注者の規定に基づき別途協議によること。

9 損害賠償 (略)

10 損害賠償の免責 (略)

11 見積書の記載方法 見積書には、消費税込みの金額を記入すること。

12 その他 この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

以上のことから、受注者は、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務において、参加市民を貸切バスで送迎するためのバス運行とそれに要する諸経費を負担し、バスの運行管理を行うことを受託していると認められる。

なお、請求人が主張するトイレ付きバスの運行について、提出された仕様書に記載がないことから、第2、4による関係職員の陳述の際に、監査委員が(ア)、随意契約の理由・根拠の説明中②のとおり、随意契約の理由にトイレ付きバスの保有及び配車可能であることが含まれているにもかかわらず、仕様書にこれらの運行を委託する旨の記載がない理由について質問したところ、監査対象部局からは、トイレ付きバスについては、事前に参加者から配慮が必要であるとの申し出があった場合のみ別途運行を委託する予定であったが、参加者からの申し出がなかったため、別途の委託は行わなかったものであり、本来は、仕様書にトイレ付きバスの運行業務を委託する可能性があることを記載しておくことが適切であったとは思われるが、仮に記載がなくても直ちに問題があるとまでは言えないとの回答があった。

(ウ) 委託業務の実績について

監査対象部局に対して、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務が完了したとして、受注者から提出された業務完了届、実績報告書、成果品等の資料提出を求めたところ、委託業務完了届が提出された。

なお、監査対象部局によると、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアーの参加人数は次のとおりである。

(単位 人)

催行日	8月26日	8月27日	9月16日	計
参加人数	163	165	175	503
添乗員	6	6	6	18
市職員	15	16	16	47
当日参加者	184	187	197	568
内公用車利用	2	5	3	10

(エ) 委託業務の履行確認について

受注者より、令和5年10月20日に委託業務が完了したとして、同日付けで委託業務完了届が提出されており、監査対象部局は同日付け完了確認書において、「委託業務は契約どおり完了したことを確認した」としている。

監査対象部局に対して、委託業務完了届の提出を受け、完了確認書の作成に際し確認したとする内容及びその確認方法についての説明を求めたところ、オリックス・バッファローズ観戦・応援ツアー委託業務については、備前市の職員が現地へ随行しており、バスの運行管理等については、業務の実施中に確認をしていると回答があった。監査対象部局によると、現地へ随行した備前市の職員数は（ウ）のとおりである。

以上のほか、監査対象部局より、オリックス・バッファローズ観戦・応援ツアーの参加者に対して満足度等を調査したアンケート集計表の提出があった。

監査委員は、令和5年10月号の広報びぜんにオリックス・バッファローズ観戦・応援ツアーを実施した旨の記事及び写真の掲載を確認した。

（3）オリックス・バッファローズ観戦・応援ツアー委託業務の支払について

備前市は、令和5年10月20日付けの受注者からの請求書に基づき、令和5年11月10日に契約金4,926,810円を支払っている。

2 監査委員の判断

以上、事実確認ができた事項を基に、請求人の主張する要旨について判断を行う。

（1）備前市は、受注者からオリックス・バッファローズ観戦・応援ツアー委託業務完了に伴う成果品の提出を受けておらず、また、当該契約が仕様書どおりに履行されたか確認を行わないまま契約金4,926,810円を支出したことが違法又は不当であったか。

（ア）成果品の未提出について

請求人は、備前市は、契約書第10条第1項に規定する成果品を受注者から提出させておらず、契約金額を支出したことは不当であると主張している。

契約規則第118条第1項において製造の請負及び運送、作業、調査その他役務の提供の場合にこれを準用するとする同第77条第1項では、請負人は、工事が完成したときは、工事完工届を提出し、検査を受けなければならないとされている。

契約の履行により生じた成果品の提出は、契約規則第77条第1項の工事完工届に準じて提出させるものと推察されるが、監査対象部局によると、業務委託については、成果品の引渡しを要求する場合もあるが、当該契約のように、役務の提供のみで成果品が存在しない場合もあり、当該契約については、必ずしも成果品を提出する必要はないとしている。

しかしながら、契約書第10条第1項には、委託業務が完了したときは、受注者は委託業務完了届及び成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならないとされていることから、請求人が主張するとおり、成果品の提出を求めることが必要

と捉えられるが、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務の内容をみるに、第3、1、(2)、(イ)のとおり、受注者はオリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務において、参加市民を貸切バスで送迎するためのバス運行とそれに要する諸経費を負担し、バス運行管理を行うことを受託しているのであって、成果品として提出すべき物品や完成品がないのが現状であると認められ、当該契約において、成果品がない役務の提供を目的とする委託業務契約書に成果品の提出を求める規定をしていた事務上の不備は認められるものの、受注者から委託業務を完了したとして、委託業務完了届の提出があり、その後、備前市の検査が行われており、成果品の提出がないことをもって、その業務の履行確認において特段の事務処理上の不具合があったとは言えない。

(イ) 履行確認について

請求人は、令和5年8月26日、同月27日及び9月16日に委託業務が実施されたのか、何名の参加者があったのか、随意契約の理由であるトイレ付きバスが運行されたか、見積書に記載されていた添乗員数がいたのかなど、委託業務が仕様書どおりに実施されたか、受注者から成果品が提出されておらず不明であり、業務が完了したかどうかを検証せず、契約金額を支出したことは不当であると主張している。

受注者は、第3、1、(2)、(イ)のとおり、参加市民を貸切バスで送迎するためのバス運行とそれに要する諸経費を負担し、バスの運行管理を行うことを受託しており、同(エ)のとおり、受注者から委託業務完了届が提出され、発注者である備前市は完了確認書において、委託業務は契約どおり完了したことを確認したとしており、バスの運行管理の実施の確認については、備前市の職員が現地へ随同行し、バスの運行管理の業務の実施中に確認をしていることから、委託業務が完了したとする履行確認が行われていないとは言えない。

よって、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務の完了に伴う成果品の提出がなされていないにもかかわらず契約金額を支払ったことが違法又は不当であるとは言えず、また、オリックス・バファローズ観戦・応援ツアー委託業務が完了したとする履行確認が行われていないとは言えないことから、契約金額を支払ったことが違法又は不当であるとは言えない。

以上のとおり、請求人の主張には理由がないと認められる。

第4 結論

よって、当該契約に係る契約金額の決定やその過程、入札、契約の種類に関する契約締結に係る事項についての請求は却下し、当該契約の履行に係る事項についての本件請求等には理由がないので、監査委員の合議により、これを棄却する。

第5 意見

本件請求等については上記のとおり、契約に係る契約金額の決定やその過程、入札、契約の種類に関しての請求は却下したところではあるが、監査を行う中で問題点が見受けられたため意見を付する。

1 随意契約の理由と委託内容の相違について

第3、1、(2)、(イ)においても述べたが、備前市は、随意契約の理由として、受注者は、備前市に登録がある県内5業者の中で唯一、トイレ付きバスを保有しており、配慮が必要な参加者に即した配車ができることとしていながら、仕様書にはトイレ付きバスの運行に関しての記載がなかった。

随意契約の理由が必ずしも仕様書に記載され、受注者に業務委託されることになるとは言えないにしても、特命随意契約において随意契約の相手方を特定する重要な事項であるトイレ付きバスの運行を仕様書に記載していないことは、随意契約の理由の正当性が危ぶまれることになりかねず、現に請求人に疑念を生じさせる事態となっていることから、受注者に委託する業務内容については、随意契約の理由も十分考慮し、設定する必要がある。

2 契約書の記載事項について

第3、2、(1)、(ア)においても述べたが、成果品がない役務の提供を目的とする委託業務契約書に成果品の提出を求める規定をしていた事務上の不備が認められた。

このことが、請求人に疑念を生じさせる事態となっていることから、備前市は委託業務の種類、内容、実態等に合わせて、契約書で規定する提出書類等について適宜、適切な文言としていく必要がある。

3 見積書の内容確認について

本件請求等の要件審査をするにあたり、請求人が事実証明書として提出した見積書を確認したところ、作成日の誤りや、備考欄には「バス借り上げ料に含む」との記載がありながら、燃料費が計上されているなどの事態が見受けられた。

監査対象部局からは、見積書の記載には一部に誤りがあり、書類の確認につき不十分な点があったことは認めるものの、当該契約に係る契約合計金額については変更がなく、備前市に実質的な損害は発生していないとする意見書が提出されたが、契約金額を決定する見積書の内容の確認が不十分であることは、契約金額の正確性を失わせ、契約締結自体の正当性も危ぶまれることになりかねない。現に請求人に疑念を生じさせる事態となっていることから、契約に係る事務処理については、市民への説明責任を果たす意味からも、慎重を期するとともに正確性の確保に努めていく必要がある。